

昭和二十九年国家公安委員会規則第八号

府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則

都通信部及び府県方面通信出張所の位置及び内部組織に関する規則を次のように定める。

第一条 府県情報通信部（県情報通信部を含む。）

次条において同じ。）、多摩通信支部及び方面情報通信部の位置は、当該管区警察局長、東京都警察局長又は北海道警察情報通信部長が定める。

第二条 府県情報通信部及び方面情報通信部に、通信庶務課

機動通信課

情報技術解析課

通信施設課

情報技術解析課

通信庶務課

機動通信課

通信施設課

情報技術解析課

通信庶務課

機動通信課

通信施設課

情報技術解析課

通信庶務課

機動通信課

通信施設課

情報技術解析課

通信庶務課

機動通信課

通信施設課

機動通信課

通信施設課

機動通信課

通信施設課

機動通信課

2 成田国際空港通信支所は、千葉県成田市に置く。

附 則 (昭和三十二年四月一九日国家公安委員会規則第一号)

附 則 (昭和三十三年五月二日から施行する。)

附 則 (昭和三十三年三月二十九日国家公安委員会規則第二号)

附 則 (昭和三十八年四月一日から施行する。)

附 則 (昭和四一年三月三一日国家公安委員会規則第二号)

附 則 (昭和四十二年六月一日国家公安委員会規則第一号)

附 則 (昭和四十二年四月一日から施行する。)

附 則 (昭和四一年三月三一日国家公安委員会規則第二号)

附 則 (昭和四十二年四月一日から施行する。)

附 則 (昭和四一年三月三一日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和五十四年四月四日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月五日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和六十一年四月五日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十四日国家公安委員会規則第一五号)

この規則は、昭和三十二年五月二日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三一日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日国家公安委員会規則第七号)抄

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日国家公安委員会規則第八号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日国家公安委員会規則第七号)抄

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日国家公安委員会規則第五号)抄

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月一〇日国家公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和五十二年五月十日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月一〇日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和五十二年五月十日から施行する。